

30 国際第 1285 号

関税割当公表第 80 号の 2

平成 31 年度のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、でん粉(小麦でん粉を除く。)及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の 1 以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 31 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

(1) 糖化用	82,900 トン
(2) 化工でん粉用	59,400 トン
(3) グルタミン酸ソーダ等用	2,500 トン
(4) 沖縄特別割当用	400 トン
(5) その他用	9,700 トン
合 計	154,900 トン

2 通関期限 平成 32 年 3 月 31 日

第 2 第 2 次公表

でん粉等に係る、関税割当制度に関する政令(昭和 36 年政令第 153 号)別表で定める数量と第 1 の 1 の割当数量(別途公表)との差(本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成 31 年 9 月 10 日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量)の割当てに

については別途公表（第 2 次公表）する。

第 3 その他

その他関連事項に関しては、平成 31 年度のでん粉等の関税割当てについて（平成 31 年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第 80 号）による。